

Tax Newsletter 人材のグローバル移動に関わるサービス

ベトナムでの公演のために来越する外国人の芸能人、歌手、サッカー選手やスーパー モデルは、個人所得税の納税義務を負うか?

2017年2月

国際化や外国文化交流の流れの中で、過去何年にもわたって、外国人の芸能人、歌手、スポーツ選手、 サッカー選手、スーパーモデルなどが、公演やスポーツなどのイベント参加のために短期で訪越することが 多くなっています。

これら外国人は、ベトナム滞在中に、いくつかの形態で所得を得ることがあります。ベトナムでの公演を実施する機関から直接に受取る、または、外国の管理会社または外国のサッカーチームを介して受取る場合が考えられます。更に、ベトナムでの公演実施機関が、五つ星ホテルでの宿泊や高級車、1日24時間警備などの現金以外の形態での多くの利益を支給することもあります。



今回の弊社の Grant Thornton のニュースレターでは、 公演やスポーツなどに参加する外国人の芸能人、歌手、 スポーツ選手、サッカー選手、スーパーモデルなどに関 わるベトナムでの公演期間に対する個人所得税の納税 義務について検討してみたいと思います。

ベトナム国内法の規定によれば、文化・芸術・体操・ス ポーツの公演への参加から得る所得、広告サービス料、 その他サービス料、その他報酬、および、個人のための ホテル宿泊費・移動手段費などの現金以外での経済的 利益は、ベトナムでの課税所得となります。従って、公演 やスポーツなどに参加するために来越する外国人の芸 能人、歌手、スポーツ選手、サッカー選手、スーパーモデ ルなどは、ベトナムでの公演期間に対する個人所得税の 納税義務を負うことになります。在ベトナムの機関が外国 の管理会社へサービス料を支払う場合には、この支払額 は、ベトナムでの外国契約者税の課税対象となります。 いくつかの例を挙げますと以下の通りです。

事例1: ベトナムの公演会社 V社からの招待を受けた韓 国居住者の歌手が、ベトナムでの公演を行い、500百万 VNDの報酬を受取ります。その他、この歌手は、V社から ホテル宿泊費、移動手段費の支払いを別途してもらいま す。公演参加のためのベトナム滞在日数は3日間です。 ベトナムの個人所得税法の規定によれば、この歌手は、 受取った報酬、および、現金以外での経済的利益(ホテ ル宿泊費および移動手段費)に対して、ベトナムでの個 人所得税の納税義務を負います。

事例2: ベトナムの公演会社 V社および韓国の会社 X社 との契約(交渉により韓国で締結された)に基づいて、韓 国の歌手がベトナムを訪問して公演します。ベトナムの 税法の規定によれば、X社がこの契約から得る所得は、 ベトナムでの外国契約者税の課税対象となります。契約 書において、サービス報酬とは別に歌手に対する現金以 外での経済的利益の支払いを定めている場合には、両 方の支払いがX社の所得として見なされて、ベトナムでの 外国契約者税の課税対象となります。

現在、ベトナムは、所得に対する租税に関する二重 課税の回避及び脱税の防止のための条約(租税条 約)を世界75カ国・地域と締結しています。租税条約 は、二重課税を排除し、ベトナムが課税権を持つ所 得と外国が課税権を持つ所得の区分をしています。 そのなかで、租税条約では、通常、芸能人およびス ポーツ選手などを対象とする個別条項を設けていま す。従って、租税条約毎の個別条項の内容を検討す ることが、ベトナムでの公演活動から所得を得る歌 手や外国の会社が納税義務を持つか否かの判断を する上で重要になります。

納税義務が発生する場合、芸能人、歌手、スポーツ 選手、サッカー選手、スーパーモデルが、外国の管 理会社やサッカーチームを介してベトナムでの公演 活動に対する所得を得るのであれば、これらの個人 は、ベトナム税務当局に対して、直接、個人所得税 を申告する義務を負います。

ベトナムの規定による申告が遅延しますと、税務手 続き違反に対する罰金、延滞金利などのリスクのみ ならず、租税法違反が生じてしまいマスメディアでの 報道をされてしまいますと、関係する芸能人、歌手、 スポーツ選手、サッカー選手、スーパーモデル、およ び、外国の管理会社の信用や評判への悪影響が懸 念されます。

弊社 Grant Thornton では、芸能人、歌手、スポー ツ選手、サッカー選手、スーパーモデル、および、外 国の管理会社やサッカーチームに対するベトナムで の税務コンプライアンス支援の経験を豊富に持って います。正確で漏れのない迅速なベトナムでの個人 所得税の納税義務履行、または、具体的事例に対 する個別租税条約の条項の最も適切な形での適用 に関するアドバイスおよびご支援をさせて頂けます。

具体的なアドバイスやご支援をご要望される方は、 弊社 Grant Thornton の税務専門家へお問い合わ せ下さい。



Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として 作成しております。不正確または不完全な情報、ま たは、Grant Thornton (Vietnam) の正式な事前ア ドバイスなく、これら情報の利用から発生した損額 について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負 いません。

今回のニュースレターの情報を利用する必要があ る場合、Grant Thornton (Vietnam) からご支援が 必要な場合、弊社の専門家へご連絡下さい。

ニュースレターのダウンロードは 下記サイトへアクセス下さい。

www.grantthornton.com.vn

Head Office in Hanoi

18th Floor, Hoa Binh International Office Building, 106 Hoang Quoc Viet Street Cau Giay District Hanoi, Vietnam

+ 84 4 3850 1686 + 84 4 3850 1688



Hoang Khoi Tax Partner **D** +84 4 3850 1618 E Khoi. Hoang@vn.gt.com



Nguyen Dinh Du Tax Partner D +84 4 3850 1620 E Du.Nguyen@vn.gt.com

Ho Chi Minh city Office

14th Floor, Pearl Plaza 561A Dien Bien Phu Street Binh Thanh District Ho Chi Minh City, Vietnam + 84 8 3910 9100

+ 84 8 3910 9101



Nguyen Hung Du Tax Partner D +84 8 3910 9231 E HungDu.Nguyen@vn.gt.com



大形 薫 (Kaoru Okata) Director - Japanese Desk **D** +84 4 3850 1680 E Kaoru.Okata@vn.gt.com



Pham Ngoc Long Tax Director D+84 4 3850 1684 E Long.Pham@vn.gt.com



Valerie - Teo Liang Tuan Tax Director **D** +84 8 3910 9235 E Valerie.Teo@vn.gt.com



Tran Nguyen Mong Van Tax Director **D** +84 8 3910 9233 E MongVan.Tran@vn.gt.com



Trần Hồng Mỹ Tax Director **D** +84 8 3910 9275 E HMy.Tran@vn.gt.com



則岡 智裕 (Tomohiro Norioka) Director - Japanese Desk D+84 8 3910 9205 E Tomohiro.Norioka@vn.gt.com